

令和6年度 南部地区幼・保・小連携推進協議会開催要項

1 目的

南部管内において幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の教職員による研究協議等を実施することにより、異校種の教育への理解促進及び異校種との連携意識の高揚を図り、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続につなげる。

2 主催 文部科学省 埼玉県教育委員会

3 主管 埼玉県教育局南部教育事務所

4 参加対象者

- (1) 管内各市立幼稚園の教職員
- (2) 管内各市町立小学校の教職員（該当校のみ）
- (3) 管内私立幼稚園、私立認定こども園、公私立保育所の教職員、
埼玉大学教育学部附属幼稚園・附属小学校の教職員
- (4) 管内各市町保育担当等の行政関係者
- (5) 管内各市町教育委員会指導主事

※(1)，(2)については各校・園1名以上の参加をお願いします。

※(2)については、市町ごとに半数の学校とし、来年度は、今年度の該当校が非該当校に、非該当校が該当校になるように計画をお願いします。

※(3)，(4)については希望者とします。

※(5)については各教育委員会から1名の参加をお願いします。

5 日時 令和6年10月31日（木） 13時15分～16時30分
（受付：13時00分～13時15分）

6 会場 レイボック ホール
RaiBoC Hall（市民会館おおみや）
所在地 さいたま市大宮区大門町2-118
TEL 048-641-6131
交通 JR大宮駅東口より徒歩3分
※駐車場に限りがございますので、公共交通機関を御利用ください。
※本協議会に関しての会場への問い合わせは御遠慮ください。

7 内容

(1) 全体会

ア 国及び県の関係事業等説明（事前に動画視聴）

イ 講演 ・十文字学園女子大学 教育人文学部 幼児教育学科 教授 名達 英詔 氏

(2) 分科会

ア 小グループに分かれての協議

【協議テーマ】 円滑な幼保小連携の推進

【協議の視点】

- ① 保育・幼児教育従事者と小学校の教職員が、それぞれの保育・教育への理解を深めるためにどのような工夫が必要か。
- ② 子供の発達や学びの連続性を確保するため、各園や学校としてこれから何に取り組んでいく必要があるのか。
- ③ 必要な体験を得られるように指導計画を作成するには、どのような工夫が必要か。

イ 指導・助言

各市町教育委員会担当指導主事及び南部教育事務所指導主事

8 日程

- (1) 受付 13:00～13:15
(2) 開会 13:15～13:25
(3) 全体会 13:25～14:25

講演「幼保小連携の推進について（仮）」

指導者 十文字学園女子大学 教育人文学部 幼児教育学科 教授 名達 英詔 氏

【移動・休憩】

14:25～14:40

- (4) 分科会 14:40～16:30
ア 協議
イ 指導・助言
ウ 閉会

9 開催通知・参加者報告

(1) 通知送付について

ア 南部管内の公立幼稚園、公立小学校への通知送付は、南部教育事務所が管内各市町教育委員会を經由して行います。

イ 埼玉大学教育学部附属幼稚園及び附属小学校への通知送付は、南部教育事務所が行います。

ウ 私立幼稚園への通知送付は、義務教育指導課が総務部学事課を經由して行います。

エ 保育所等への通知送付は、義務教育指導課が福祉部少子政策課を經由して行います。

(2) 参加者報告について

報告者	報告先	報告様式	提出期限
各市立幼稚園長	当該市教育委員会 教育長	様式1	当該市教育委員会教育長の 定める日
該各市町立小学校長	当該市町教育委員会 教育長	様式2	当該市町教育委員会教育長の 定める日
各市町教育委員会教育長	南部教育事務所長 (電子メール)	様式3	令和6年9月6日(金)
私立幼稚園長 公私立保育所長 私立認定こども園長 埼玉大学教育学部附属幼稚園長 埼玉大学教育学部附属小学校長	南部教育事務所長 (電子メールまたは FAX)	様式4	令和6年9月6日(金)

10 「国及び県の関係事業等説明」の動画視聴について

(1) 国及び県の関係事業等説明に関しましては、「事前の動画視聴」とします。

ア 視聴方法：南部教育事務所ホームページへのアクセスによる

・ <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/g2201/index.html>

・ パスワード：renkei06

※資料についても同様のホームページ内に掲載します。

イ 視聴期間：10月1日（火）～10月31日（木）

(2) 今年度、参加対象とならなかった小学校や当日ご参加できない幼稚園や保育園におかれましても、校（園）内研修等で本動画をぜひご活用ください。

11 その他

(1) 持ち物について

- ・自校（園）の接続期のカリキュラム（幼稚園・保育所・認定こども園はアプローチカリキュラム、小学校はスタートカリキュラム）
※レポート等を作成する必要はありません。

(2) 欠席の扱いについて

ア 各市立幼稚園・市町立小学校

欠席届1部を市町教育委員会経由で速やかに提出してください。

イ 各市立幼稚園・市町立小学校以外の園等

直接、南部教育事務所まで、電話にて御連絡ください。

(3) 急遽、内容・日程等に変更が生じる場合は、別途通知いたします。

12 連絡先 南部教育事務所 教育支援担当 濁川

【メール】 nigorikawa.satoko.cl@pref.saitama.lg.jp

【電話】 048-822-4382

【FAX】 048-822-4127